

医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアルの検討状況

1. はじめに

回収事業に取り組んだことのない郡市区医師会等が回収事業を実施しようとする際に参考となるよう、医師会、医療機関向けに手続きの詳細を盛り込んだ回収マニュアル「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」を平成 27 年度中に策定する予定である。

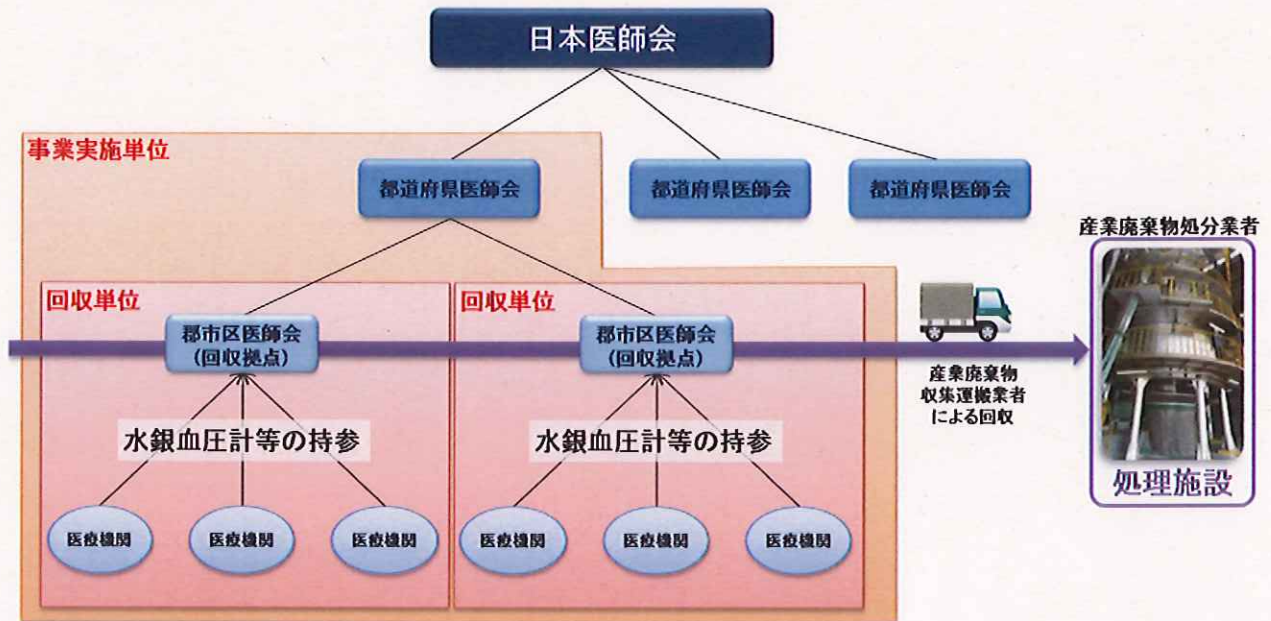
2. 回収マニュアルの概要

回収マニュアル案において示している回収スキーム及び回収の流れ（概要）は以下のとおりである。

2. 1 回収スキーム

水銀血圧計等がある程度の量まとめて回収することで、効率的かつ低コストに回収を実現するため、下図に示すように、都道府県医師会を事業実施単位、郡市区医師会を回収単位として実施する。この場合においても、各医療機関が排出事業者としての責任を有する。

なお、下図は一案であり、各地域の実態に応じて回収スキームを設定する。



2. 2 回収の流れ（概要）

- ① 都道府県医師会は、費用や期間等を含めた回収事業実施計画を作成し、委託契約書のひな形、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等を作成し、郡市区医師会へ送付する。
- ② 郡市区医師会は、医療機関へ必要な連絡を行うとともに、水銀血圧計等の保管場所等の準備を行う。
- ③ 医療機関は、委託契約書（又は委任状）とともに水銀血圧計等を定められた回収期間内に郡市区医師会へ持参する。
- ④ 郡市区医師会は、搬出までの間水銀血圧計等を保管するとともに、委託契約書（又は委任状）の取りまとめ、マニフェストの交付、収集運搬・処分費の支払事務等を行う。

3. 今後の予定

平成 27 年 9～11 月に実施した普及啓発セミナーにおいて内容を紹介したところであり、参加者からの意見を踏まえて、今後、日本医師会との協議の上、都道府県医師会、郡市区医師会、医療機関にとって、より分かりやすいものとなるよう修正し、平成 27 年度中に最終化する予定である。